

4 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法及びお支払いについて</p>	<p>ア 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 上記に係る費用を毎月 10 日～20 日までに受付窓口（本館 3 階）にてお支払い下さい。 ※請求書の発行は致しませんのでご了承下さい。 ※尚、入所費用に関するお問い合わせは 10 日以降の平日にお電話にて確認できます。</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>
--	--

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退所及び施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、要介護度Ⅰ以上の方となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくこととなります。
- (3) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- (4) その他

<p>来訪・面会</p>	<p>面会時間 午後1:00～午後8:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 療養は集団生活の場でもあり、他の入所者へ影響のある持ち物及び対応等は慎んでいただけます様協力願います。 <u>※療養者の病状によりましては、面会をお断りすることもあります。</u></p>
<p>外出・外泊</p>	<p>外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を前もって職員に申し出てください。</p>
<p>病室・設備・器具の利用</p>	<p>施設内の病室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。</p>
<p>喫煙</p>	<p>施設内禁煙となります。</p>
<p>迷惑行為等</p>	<p>騒音等他の療養者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の療養者の療養室等に立ち入らないでください。 面会者におきましては、療養者及び職員の業務へ支障をきたす行為等が行われる場合は、面会を制限させて頂く場合もあります。</p>